明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**三）　一

〔省　令〕

○外国為替に関する省令及び外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（**財務**四二）　二

○貿易関係貿易外取引等に関する省令及び輸入貿易管理規則の一部を改正する省令（**経済産業**四六）　五

〔告　示〕

○外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件（**財務**一二九）　七

○外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引及び外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件の一部を改正する件（**経済産業**一二四）　八

○重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものを指定した件を一部改正する件（**国土交通**五四九）　九

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**五五〇）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等

独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、企業年金基金変更関係　一〇

会社その他

会社決算公告　一〇

府令・省令

○**内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第三号**

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項及び対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年五月九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　末松　信介
厚生労働大臣　後藤　茂之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮

対内直接投資等に関する命令及び外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

（対内直接投資等に関する命令の一部改正）

第一条　対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式中「又は資金移動業者」を「、資金移動業者又は暗号資産交換業者」に改め、「第17条の３」の次に「又は第17条の４」を、「為替取引」の次に「又は暗号資産の移転」を加える。

（外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表中

削除	
第十三条第二項	を
削除	

に改める。

第十三条第二項	
第十三条第五項	に改める。
第十三条第六項	

附　則

（施行期日）

1　この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、同条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。